

日本海におけるくるまえび固定式さし網漁業の許可取扱方針

平成10年 5月26日 制定

平成17年 5月27日 一部改正

(目的)

第1 日本海における沿岸漁業経営の安定に資するため、くるまえび資源の有効利用と操業秩序の維持を図ることを目的として、この方針を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて申請すること。

- 一 使用漁具図(1反の長さ、反数、立ち、いせを明確にしたもの。)
- 二 所属漁業協同組合長の副申書
- 三 操業にあたって、許可の内容及び関係規則等に違反した場合は、ただちに操業を停止し、許可証を返納する旨の誓約書
- 四 事業計画書及び年間事業概要書
- 五 その他知事が必要と認めた書類

(許可証の交付)

第3 許可証は、出漁準備状況を確認のうえ、根拠地港で交付する。

(許可の対象者)

第4 許可の対象者は、北津軽郡、五所川原市、つがる市又は西津軽郡に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 前年度において、この漁業の許可を受け、誠実に営んだ者
- 二 新規にこの漁業を営む者で、年間の漁業経営上必要と認められる者
- 三 くるまえびの放流事業を実施している漁業協同組合の組合員

(許可の対象漁船)

第5 許可の対象漁船は、次の各号のすべてに該当するものに限る。

- 一 北津軽郡、五所川原市、つがる市又は西津軽郡に根拠地を有する総トン数10トン未満の青森県知事の登録を受けた漁船
- 二 当該漁業許可申請時に、漁船及び登録票の検認を誠実に受検していること。

(許可をしない場合)

第6 次の各号のいずれかに該当する場合には許可をしないか、または許可の始期を遅らせる場合がある。

- 一 前年度においてこの漁業で違反した者又は過去に1年間における他種漁業の悪質な漁業違反者が申請した場合
- 二 前項の違反船をもって申請した場合

(操業区域)

第7 操業区域は、次の基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(共同漁業権漁場の区域を除く。)とする。

基点1 五所川原市十三湖水戸口灯台

基点2 西津軽郡深浦町大戸瀬崎灯台

点ア 基点1から正西6,400メートルの点

点イ 点アから真方位186度の線と点ウから真方位62度の線との
交点

点ウ 基点2から正北3,500メートルの点

(操業期間及び許可期間)

第8 操業期間は7月1日から8月31日までとし、許可期間は1年以内とする。

(制限又は条件)

第9 許可するにあたって、次の制限又は条件を付する。

- 1 施網できる網は2ヶ統以内(1ヶ統606メートル以内)としなければならない。
- 2 定置漁業の操業中は、その前面、後面及び沖合700メートル以内の海域で操業してはならない。
- 3 8月1日から8月31日までの間は、水深20メートル以浅で操業してはならない。

附則

- 1 操業期間、操業水深及び漁具規制については、ひらめ資源管理指針と連動させるものとする。
- 2 当該取扱方針は、昭和48年7月6日の調整会議において取りまとめた申し合わせた事項及び直近の許可状況を敷衍して作成したところから、くるまへの漁獲状況を把握のうえ、当該取扱方針を見直すこととする。

- 3 操業区域については、十三漁業協同組合は西共第22号を、車力漁業協同組合は西共第20号の漁業権漁場を含むものとする。
- 4 当該取扱方針は、平成10年5月26日から施行するものとする。